

平成十九年十月十一日提出  
質問第一〇九号

OEFMIOに係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する再質問主意書

提出者 江田 憲 司

OEFMIOに係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する再質問主意書

先に提出した、「OEFMIOに係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する質問主意書」に対する答弁書（以下「答弁書」という。）を踏まえ、以下の点につき、再度質問する。

一 答弁書一の①及び②について

答弁書では「テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等を実施するため、バーレーンに平成十三年十二月からおおむね常時二名の連絡官を派遣している」とのことだが、イラク開戦当時、二〇〇三年二月～四月の間、派遣されていた要員の姓名、その職階を明らかにされたい。

二 答弁書一の③について

答弁書では「OEFMIO関連」の「要員」の「派遣」の意味が必ずしも明らかではなく、また、関係する自衛隊員の安全確保の観点から詳細をお答えすることはできない」とし、バーレーンのほか、米国のタンパへの連絡官二名の派遣しか明らかにしていないが、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等を行うため、バーレーン以外の国及び地域に要員を派遣しているかどうか、派遣している場合は、どの国及び地域に何人を派遣しているのか、再度質問する。明らかにしない場合は、なぜバー

レーンの要員については明らかにできて、他の地域については明らかにできないのか、その理由を問う。

### 三 答弁書六の①について

質問に答えていないので再度質問する。平成十九年九月二十一日、小野寺五典外務副大臣は、ニューヨークの国連代表部において記者会見を行い、「海自の給油活動がOEF以外の活動に使われる事態はおよそ考えられないことが確認できた」「司令部のオペレーション・ルームでは、周辺海域を航行する船舶の位置を常時、確認できるシステムが確立しており、海自が給油した艦船がOEFの作戦海域外に移動すれば、明確に把握できる」と述べたと報道されている。この報道の一言一句について事実かどうか答えられたい。異なる点がある場合は、訂正されたい。

### 四 答弁書六の②及び③について

前項の発言が事実であるとすれば、海上自衛隊からバーレーンの司令部に派遣されている要員も、当然、このシステムにより「海自が給油した艦船がOEFの作戦海域外に移動すれば、明確に把握できる」ので、OEF・MIOのために給油された海自の油がイラク戦争もしくはイラク作戦に転用されたとすれば、その事実も承知していたということになるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。

「司令部内のオペレーションルームに関する詳細については、自衛隊及び諸外国の軍隊等の部隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい」ではすまされない重大な問題なので、政府の明確な答弁を求める。

右質問する。